物流塾

コンプライアンス 至上の時代

第2講

行政書士　林　英男氏

物流は廃棄物処理法が対象

わが国の環境関連法規の中の“軸”となる、環境政策の理念を定めるものとして「環境基本法」と、循環型社会形成の基本原則と国、地方公共団体、事業者、国民の責任を明記した「循環型社会形成推進基本法」がある。

さらに、理念を具体化するために、定められた規制の大枠を定める“枝”として、3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進するための「資源有効利用促進法」と、廃棄物の適正処理を図るための「廃棄物処理法（正式名称は廃棄物の処理及び清掃に関する法律）」がある。

そして、それらを具体的すべく具体策“葉”となる、環境負荷を与える可能性のある産業や国などに対して、産業別リサイクル法やグリーン購入法が定められている。

トラック業界に直接影響がある、産業廃棄物収集運搬業は、廃棄物処理法が規制の対象。

廃棄物処理法制定前に施行されていた「清掃法」は法律名称からも公衆衛生対策が主眼だった。新しく制定された廃棄物処理法は世論の環境意識の高まりから、生活環境、自然環境の保全を目指す法律として目的の範囲が広げられた。

間違いが多い廃棄物の定義

廃棄物処理法上の廃棄物の定義は、非常に分かりにくく、間違った認識をしてしまう事業者が多い。

一度廃棄物として認定されたものは、処理や管理に対して厳しい法律の規制が課されるため、「廃棄物でなく有価物の取引となるよう意図的に金銭授受を取り極めることが、できる」と考えている事業者が多く、相談を受けることもあるが、それは間違いだ。

廃棄物であるのか、それともそうでないのかの認定は、環境省指針に「その物の性状、排出状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無、占有者の意思を総合的に勘案して判断する」と記載されている。

事業活動の副産物が、商品なのか廃棄物なのかは、有償譲渡などの取引双方の意思は決定的な要素とはならず、客観的に見て当該取引に経済的合理性があり、かつ客観としての市場性が認められるかなどの総合的判断によってなされる。

例いていうと、廃棄物の定義は、社会通念上の価値観で決めた「価値のないもの」が将来は「価値のあるもの」へ、またその逆の変化もあるため、判断を難しくしている。

問い合わせ先は林行政書士事務所まで。電話086（273）8844。

産廃物かは価値の有無で決定

時代により変わる定義